

本所事務所新築基本設計・実施設計・監理業務
指名型プロポーザル評価要領

令和元年10月

社会福祉法人 山梨市社会福祉協議会

本所事務所新築基本設計・実施設計・監理業務指名型プロポーザル評価要領

1 趣旨

本要領は、社会福祉法人山梨市社会福祉協議会（以下「本社協」）プロポーザル方式実施要綱に基づき実施する本所事務所新築に伴う基本設計、実施設計及び監理業務を行う事業者をプロポーザルで特定するにあたり、最優秀者、優秀者を選定するための評価基準を示すものとする。

2 評価方法

(1)本要領に基づき、第一次審査（参加表明書等審査）及び第二次審査（技術・企画提案書等審査と提案説明及び質疑応答[以下プレゼンテーション及び以下ヒアリング]）を行い、山梨市社会福祉協議会本所事務所新築設計業務プロポーザル技術・企画提案書特定委員会（以下「特定委員会」という。）の審議により最優秀者1名、優秀者1名を選定する。

(2)第一次審査（意思確認書等審査）は、意思確認書等により事務局にて採点を行い、技術・企画提案書特定委員会による第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の審査による採点結果を合わせた合計点により選定を行う。なお、評価の配点については第一次審査が50点満点、第二次審査が150点満点の合計200点満点とする。

(3)第二次審査（技術・企画提案書等審査・プレゼンテーション・ヒアリング）は、参加者のプレゼンテーション後、委員会委員とヒアリングを行い、審議し、最優秀者及び優秀者を選定する。

優秀者は最優秀者に次ぐ者を次点の者とする。

最優秀者が複数同点の場合、評価点数のうち最高点数の多い者を上位とし、それでも同じ場合は抽選で決定する。

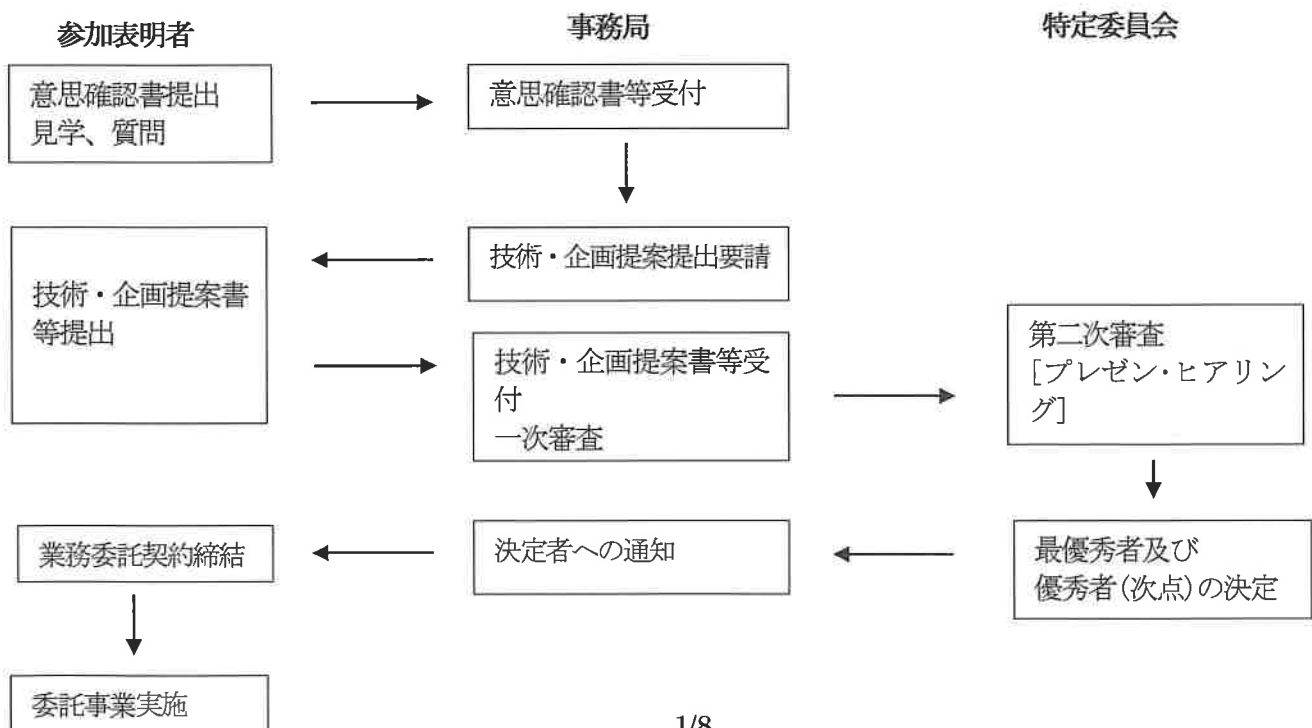
その場合抽選にもれた者を次点者とし優秀者とする。次点者複数の場合は評価点数のうち最高点数の多い者を上位とし、それでも同じ場合は抽選で決定する。

(4)第一次審査(参加表明書等審査)評価基準等

意思確認書等の評価項目・評価基準及び評価表は「別紙1」のとおりとする。

(5)第二次審査(技術・企画提案書等審査及びプレゼンテーション・ヒアリング)評価基準等技術・企画提案書等の評価項目・評価基準及び評価表は「別紙2」のとおりとする。

[評価の流れ図と役割]



別紙1

第一次審査（参加表明書等審査） 評価基準等 50点満点 全体のウェイト25%

1. 評価項目・評価基準

評価項目	評価基準			評価の点数	評価点数	
資格 16% 評価方法 該当無しは0点、 有りは該当する 点数	この業務で 配置する主任 技術者等の資 格	保有資格の 内容を左の評 価方法により 評価する。	主任技術者	建築(総合)	0又は1	
				建築(構造)	0又は0.5	
				電気	0又は0.5	
				機械	0又は0.5	
技術力 44% 評価方法 該当無しは0点、 有りは該当する 点数	平成24年度 以降の同種又 は類似の業務 の山梨市の受 注実績(実績 で携わった立 場において)	以下の順 で、保有資格 における実績 の立場に応 じ、左の評価 方法により評 価する。 ①管理技術者 の立場 ②主任技術者 の立場 ③担当技術者 の立場	管理技術者	建築(総合)	0又は1	
				建築(構造)	0又は0.5	
				電気設備	0又は0.5	
				機械設備	0又は0.5	
			主任技術者	建築(総合)	0又は0.5	
				建築(構造)	0又は0.5	
				電気設備	0又は0.5	
				機械設備	0又は0.5	
			担当技術者	建築(総合)	0又は0.5	
				建築(構造)	0又は0.5	
				電気設備	0又は0.5	
				機械設備	0又は0.5	
設計チーム技 術者の構成 40% 評価方法 該当無しは0点、 有りは1.5点	この業務で設計する提出者が組織に属し ているか左の評価方法により評価する。			建築(総合)	0又は1.5	
				建築(構造)	0又は1.5	
				電気設備	0又は1.5	
				機械設備	0又は1.5	
過去7年間 の山梨市にお ける業務の実 績 70% 出典 山梨市公式HP 契約状況の公表から 評価方法 0件から5件まで は件数イコール 点数、6件以上は 全て5点	平成24年度(2012年度)受注件数	件	0又は1又は2又は3又は4又は5			
	平成25年度(2013年度)受注件数	件	0又は1又は2又は3又は4又は5			
	平成26年度(2014年度)受注件数	件	0又は1又は2又は3又は4又は5			
	平成27年度(2015年度)受注件数	件	0又は1又は2又は3又は4又は5			
	平成28年度(2016年度)受注件数	件	0又は1又は2又は3又は4又は5			
	平成29年度(2017年度)受注件数	件	0又は1又は2又は3又は4又は5			
	平成30年度(2018年度)受注件数	件	0又は1又は2又は3又は4又は5			
			合計 /50点			
協力事務所						

別紙2

第二次審査(技術・企画提案書等審査及びプレゼンテーション・ヒアリング)評価基準等 150点満点

1. 業務実施方針 30点満点 全体のウエイト15%

評価項目	評価の着眼点	評価基準	配点	評価点数
業務実施方針 30点	①業務内容の 理解度 33%	・目的・条件・内容の理解度が高く、簡潔に記載されていると認められる場合	10点	
		・上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	6点	
		・上記に該当しない場合	0点	
		得点	/10点	
	②実施手順 33%	・業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合	10点	
		・上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	6点	
		・上記に該当しない場合	0点	
		得点	/10点	
	③工程の妥当性 33%	・各工程で想定される業務量が工程に反映され、実施手順と工程計画に整合が確認できる場合	10点	
		・実施手順との整合が認められる場合	6点	
		・上記に該当しない場合	0点	
		得点	/10点	
			合計	/30点

2. テーマに対する技術提案 各テーマについて、その的確性(付与条件との整合性が取れているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がなされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられているか等)を考慮して総合的に評価する。70点満点 全体のウェイト35%

評価項目	評価の着眼点	評価基準	配点	評価点数
テーマに対する技術提案 70点	①全体 21%	・テーマとの整合性(テーマが複数の場合のテーマ間の整合性)が高い場合	15点	
		・上記に該当しない場合	0点	
		得点	/15点	
[テーマ1] 利用者が親しみやすく利用しやすいかつ職員に対しても使いやすい事務所及び階層の配置と窓口機能に関する提案	②的確性 1) 付与条件の理解度 21%	・地形、環境、地域特性等与条件の理解度が高く、テーマの解決方法についても十分に確認できる場合	15点	
		・上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	10点	
		・上記に該当しない場合	0点	
		得点	/15点	
[テーマ2] 防災拠点の機能を備えた事務所整備に関する提案	②的確性 2) 技術提案 21%	・技術企画提案において、業務に必要な着眼点、問題点、解決方法等が確認でき、テーマに相応しい内容である場合	15点	
		・上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	10点	
		・上記に該当しない場合	0点	
		得点	/15点	
[テーマ3] 省資源や省エネに対応した経済的で維持管理しやすい庁舎の提案	②的確性 3) 業務の重要度の反映状況 7%	・業務の重要度を考慮した提案になっている場合	5点	
		・上記に該当しない場合	0点	
		得点	/5点	
[テーマ4] 周辺環境、既存施設(山梨市民ボランティアセンター等)、景観に配慮したまちのシンボリックな事務所に関する提案	②的確性 4) 業務の難易度の反映状況 7%	・業務の難易度に相応しい提案になっている場合	5点	
		・上記に該当しない場合	0点	
		得点	/5点	
[テーマ5] 限られた財源の中においても機能的で利用しやすくなる事務所に関する提案	③実現性 1) 説得力 7%	・提案内容の説得力が十分であると認められる場合	5点	
		・上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	3点	
		・上記に該当しない場合	0点	
		得点	/5点	
[テーマ6] 上記のテーマ1~5を具体的に解消していくプロセスの提案	③実現性 2) 裏付けとなる業務実績の有無 7%	・企業若しくは配置技術者の業務実績から、提案内容を裏付ける実績が確認できる場合	5点	
		・上記に該当しない場合	0点	
		得点	/5点	
		④独創性 7%	・工学的知見等に基づく前例のない技術提案、複数の既存技術を統合化する等独創的な提案がある場合	5点
		・上記の評価対象に比べてやや独創性に欠ける場合	3点	
		・上記に該当しない場合	0点	
		得点	/5点	
		合計	/70点	

3. プレゼンテーションとヒアリング 50点満点 全体のウエイト25%

評価項目	評価の着眼点	評価基準	配点	評価点数
プレゼンテーションとヒアリング 50点	①専門技術力 60%	・説明内容が技術提案書の内容をよく補完しており、専門技術を十分に発揮できると認められる場合	30点	
		・技術企画提案書の内容は十分であるが、上記の評価対象と比較して説明が不十分な場合	15点	
		・上記に該当しない場合	0点	
		得点	/30点	
	②取組み姿勢 20%	・取組み意欲が強く感じられる場合	10点	
		・上記に該当しない場合	0点	
		得点	/10点	
	③コミュニケーション力 20%	・質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合	10点	
		・上記に該当しない場合	0点	
		得点	/10点	
合計		/50点		

4. 参考見積 評価対象外とし点数化なし 全体のウエイト0% (参考、めやすとする)

評価項目	評価の着眼点	評価基準	配点	評価点数
参考見積 見積の妥当性と過度な低入札防止の観点から	①業務コストの妥当性	・価格評価 1-提案価格÷予算金額がプラスの場合 妥当性高い	—	—
		・価格評価 1-提案価格÷予算金額が0の場合 妥当性あり	—	—
		・価格評価 1-提案価格÷予算金額がマイナスの場合 妥当性低い	—	—
		得点	—	—
	1) 建築設計委託費及び監理費	・価格評価 1-提案価格÷予算金額がプラスの場合 妥当性高い	—	—
		・価格評価 1-提案価格÷予算金額が0の場合 妥当性あり	—	—
		・価格評価 1-提案価格÷予算金額がマイナスの場合 妥当性低い	—	—
		得点	—	—
	①業務コストの妥当性	・価格評価 1-提案価格÷予算金額がプラスの場合 妥当性高い	—	—
		・価格評価 1-提案価格÷予算金額が0の場合 妥当性あり	—	—
・価格評価 1-提案価格÷予算金額がマイナスの場合 妥当性低い		—	—	
得点		—	—	
		合計	—	—

企画・提案 特記仕様書

1 社会福祉協議会について

(1) 社会福祉協議会とはどのような組織か

社会福祉協議会（以下、「社協」といいます）は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法に位置づけられて設置されています。

平成12年（2000年）に社会福祉事業法が改正・名称変更されて制定された社会福祉法には「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。

社協はすべての自治体に設置されています。その数は、市区町村社協が1,846カ所、都道府県・指定都市社協が67カ所となっています（平成27年（2015年）12月1日現在）。

社協には、市町村社協と、その市町村社協の参加を骨格にした都道府県社協、その連合体としての全国社会福祉協議会があります。それぞれの社協は独立した組織であり、本店一支店のような関係ではありません。

(2) 社会福祉協議会の構成

社協は、それぞれの都道府県・市区町村で、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関によって構成されています。

社会福祉法には、その区域内の社会福祉事業または更生保護事業を営営する者の過半数が参加することと規定されています。

(3) 社会福祉協議会ではどのような活動をしているのでしょうか

社協は、①地域の福祉課題の把握に努めること、②住民とともに住民主体で福祉活動を進めること、③民間組織ならではの開拓性即応性・柔軟性を発揮することなどの原則を踏まえ、次に掲げるような活動を、それぞれの地域にあった形で行っています。

[地域福祉活動の推進]

- ・福祉課題の把握、提言・改善運動
- ・住民、当事者、社会福祉事業関係者の連絡調整、組織化・支援
- ・住民の福祉活動の推進・支援
- ・ボランティア活動や市民活動の推進・支援
- ・小地域ネットワーク活動、ふれあい・いきいきサロン等の推進・支援
- ・福祉教育・啓発活動
- ・社会福祉の人材養成・研修事業の実施など

[福祉サービス利用支援]

- ・地域総合相談・生活支援事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・地域包括支援センター事業
- ・障害者生活支援センター事業

[在宅福祉サービス]

- ・ホームヘルプサービス事業
- ・デイサービス事業
- ・居宅介護支援事業
- ・食事サービス事業
- ・外出支援事業など

また近年、日本社会における人と人とのつながりが希薄化していることと関連し、貧困や虐待、孤立死、ごみ屋敷、ホームレス、自殺などといった問題が生じています。しかし、高齢者は高齢者福祉、障害者は障害者福祉、児童は児童福祉といった縦割りの社会福祉制度だけでは、それらの問題に十分に対応できていない状況があります。それらの問題を解決するためには、社協が重視してきた地域社会の支えが重要な役割を果たすと考えられることから、社協はこれまで以上に積極的な活動を行っていく必要があります。

2 社会福祉法人 山梨市社会福祉協議会について

昭和43年（1968年）に社会福祉法人 山梨市社会福祉協議会（以下「本社協」）として法人登記し、旧山梨市役所の福祉事務所に事務所を置き、活動拠点としていました。

平成5年（1993年）2月に、山梨県の旧東山梨地方振興事務所跡地の建物（昭和40年代前半に建築、耐震性は乏しい）に、本社協の本所事務所として独立し、現在まで四半世紀以上にわたり、現在地を拠点に活動をしております。

前述しましたとおり、社協の仕事の性格上から事務所に訪れる方または利用される方は幅広く、高齢の方、障害や数々の特性をお持ちの方、児童・生徒など多岐に渡っております。

本社協は理事17名、評議員29名の役員がおり、年間5回から6回程度定期的に会議を行っております。理事会は人員規模により本社協の会議室での対応は可能ですが、評議員会は人員規模から山梨市役所などの会議室を借りて行っておりますので、その解消について提案してください。

その他、定期的にボランティア団体が夜間に活動するため使用しており、使用者にカギを渡して使用してもらうこととなっておりますので、現状では別棟の会議室を使用しているため事務所の管理には特に支障はありません。

ただし、計画予定の建物では既存の部屋を集約した一体的な建物の中での会議室となるので、その機能・役割また計画予定の建物の全体の管理体制も含めた提案をしてください。

災害等発生時にはボランティアを受け付けるなど、災害ボランティアセンター機能も求められますので、それについても提案してください。

3 事務所建築のテーマなど

[テーマ1]

利用者が親しみやすく利用しやすくかつ職員に対しても使いやすい事務所及び部屋の配置と窓口機能に関する提案

[テーマ2]

防災拠点の機能を備えた事務所整備に関する提案

[テーマ3]

省資源や省エネに対応した経済的で維持管理しやすい庁舎の提案

[テーマ4]

周辺環境、既存施設（山梨市民ボランティアセンター等）、景観に配慮したまちのシンボリックな事務所に関する提案

[テーマ5]

限られた財源の中においても機能的で利用しやすくなる事務所に関する提案

[テーマ6]

上記のテーマ1～6を具体的に解消していくプロセスの提案

4 計画建物の概要など

建設場所 山梨市小原西843番地4地内

建設位置 計画建物配置図のとおり。▼は出入口ですので、位置にこだわらずに提案してください。平屋の第一会議室を取り壊し、その跡地に建築予定。

構造・規模など プレハブ構造【提案してください】 平屋建て【確定】 延べ床面積約240㎡（約73坪）【程度】

工事等内訳 仮設工事、基礎土間CO工事、プレハブ本体工事、屋根工事、アルミサッシ工事、内装工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事（屋外含む）、外構工事（AS舗装）、共通費及び設計監理費

総予算金額 55,000,000円（建築工事費、設計費、監理費、消費税及び地方消費税を含みます。）

次頁の別紙3を参考に間取り等の提案をしてください。

別紙3

平成30年度 山梨市社会福祉協議会 現在の事務所等稼働率等 総括表

2019/2/26作成

整理 No.	部屋の名称	部屋の形 態	階数	平米数	坪数	稼働率 %	構造	主な利用想 定	備 考
1	本所事務室	洋室	1	54.00	16.30	100.00	鉄骨 モル タル	執務室	最大10人常駐 昭和40年代前半に建 築、耐震性は乏しい
2	給湯室	フリース ペース	1	3.60	1.09		鉄骨 モル タル	給湯器、流 し台や冷蔵 庫、	
3	男子トイレ	トイレ	1	9.00	2.70		鉄骨 モル タル		和式
4	女子トイレ	トイレ	1	9.00	2.70		鉄骨 モル タル		和式
5	第2会議室 兼印刷室	洋室	2	54.00	16.30	95.00	鉄骨 モル タル	事務、会 議、講座や 文化活動に 広く使用	大半印刷機、紙折り 機、パソコン等機器 配置
6	相談室	机、 いす 設置	2	19.44	5.80	29.00	鉄骨 モル タル	会議、相談 など幅広く 利用	
7	給湯室	フリース ペース	2	3.24	1.00		鉄骨 モル タル	流し台、冷 蔵庫他	
8	第1会議室	洋室	平屋	51.15	15.50	55.00	木造	趣味などの グループで のイベント や講演会の 会場	別棟 取り壊し予定
9	ボランティア 市民活動セン ター	洋室	平屋	38.88	11.70	58.00	鉄筋	事務室兼車 椅子等倉庫	別棟
	合 計			242.31	73.09	67.00			稼働率は平均値

※1から7までは本社協事務所の中の部屋、8、9は別棟となっている。

※計画建物の面積はこの合計面積を元としている。以下余白